Ⅱ．貸借対照表関係

１．担保提供資産及び対応する債務

①　担保に供している資産　土地　9,670,608千円

建物　14,912,825千円

②　対応する債務　長期借入金　18,680,071千円

（１年以内返済予定分2,825,215千円を含む）

２．運営費交付金から充当されるべき賞与引当相当額　2,259,316千円

３．運営費交付金から充当されるべき退職手当の見積額　30,127,864千円

４．債務保証の総額　2,599,793千円

５．利益剰余金のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するもの

①　国からの承継時において、附属病院の建物、構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産の額が、当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの

・附属病院に関する借入金の元金償還額の累計　126,483,629千円

・当該借入金により取得した資産の減価償却費の累計　90,032,830千円

・利益剰余金に与える影響額（差引き）　36,450,798千円

②　国立大学法人等が獲得した附属病院収益と診療機器等に係る減価償却費見合いの収益化額が二重になっていることによるもの

・法人移行時に国から承継した資産について承継時に負債として計上していた額のうち、資産の減価償却費が診療経費に分類されるものに関する当該負債の収益化累計額　3,721,080千円

③　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる未収附属病院収入のうち、国からの出資でなく譲与としたことによるもの　331,418千円

④　国からの承継時において､附属病院の財産的基礎と考えられる医薬品及び診療材料について、国からの出資でなく譲与としたことによるもの　794,084千円

41,297,382千円

６．未収附属病院収入に含まれる契約資産は重要性が乏しいため、注記を省略しております。

７．前受金に含まれる契約負債は重要性が乏しいため、注記を省略しております。

Ⅲ．損益計算書関係

１．当期総利益のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するもの

国からの承継時において、附属病院の建物、構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産の額が、当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの

・附属病院に関する借入金の元金償還額　4,564,532千円

・当該借入金により取得した資産の減価償却費　2,436,256千円

・当期総利益に与える影響額（差引き）　2,128,276千円

２．運営費交付金、寄附金及び預り補助金等を財源とする固定資産の減損額のうち、中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額は1,194千円であります。

Ⅳ．キャッシュ・フロー計算書関係

１．資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金　47,962,364千円

うち定期預金　18,000,000千円

（差引き）資金残高　29,962,364千円

２．重要な非資金取引

①　現物寄附による資産の取得　1,418,640千円

現物寄附による少額資産等の取得　447,663千円

②　ファイナンス・リースによる資産の取得　158,968千円

③　割賦購入契約による資産の取得　26,510千円

④　ＰＦＩによる資産の取得　―

Ⅴ．国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

Ⅰ　業務費用

⑴　損益計算書上の費用　189,755,847千円

⑵　（控除）自己収入等　△134,412,923千円

業務費用合計　55,342,923千円

Ⅱ　資本剰余金を減額したコスト等　5,573,292千円

Ⅲ　機会費用

国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用　27,829千円

政府出資の機会費用　3,180,129千円

無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用　402,612千円　3,610,571千円

Ⅳ　（控除）国庫納付額　―

Ⅴ　国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト　64,526,788千円

国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの注記における機会費用の計上方法

⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法

近隣の地代や賃借料等を参考に計算しております。

⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の期末日利回りを参考に2.345％で計算しております。

⑶　国等からの無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の期末日利回りを参考に2.345％で計算しております。

Ⅵ．金融商品に関する事項

１．金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については預金、国債、地方債、政府保証債及び金銭の信託等、主に安全性の高い金融商品に限定し、資金調達については大学改革支援・学位授与機構からの借入れ及び国立大学法人等債の発行により実施しております。

資金運用にあたっては国立大学法人法第35条の２が準用する独立行政法人通則法第47条及び国立大学法人法第33条の５第２項の規定に基づき、公債、政府保証債、投資適格以上の社債及び金銭の信託等を保有しております。当該運用資産は、金利や為替の変動による市場リスクや信用リスク、また資産の特性による流動性リスクを包含しておりますが、東海国立大学機構資金運用規程に基づき適切なリスク管理を実施し、資金の運用状況や管理運用業務の実施状況を監視するために設置された資金運用管理委員会に報告しております。また、未収附属病院収入は、東海国立大学機構会計事務取扱細則に沿ってリスク管理を行っております。

大学改革支援・学位授与機構債務負担金及び同機構からの長期借入金の使途は附属病院の整備資金であり、文部科学大臣の事前承認に基づいて借入れを実施しております。

国立大学法人等債の使途は、施設の設置・整備等であり、文部科学大臣の事前承認に基づいて債券を発行しております。

また、当法人は産業競争力強化法第21条に基づく出資を行っておりませんが、関係会社株式を保有しております。